

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2025年7月3日付け公開見積競争公告に基づく公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件 名 ・ 人 数 研究支援者派遣（つくば6群25派047） 1名
- (2) 特 質 等 仕様書による
- (3) 派 遣 期 間 2025年8月1日 ～ 2025年12月31日
- (4) 派 遣 場 所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくばセンター 中央事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、公開見積競争への参加を決めた時点で下記6. に連絡をすること。

また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (3) 本公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) スキルシート審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本公開見積競争に参加する者は、別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成及び提出等の競争参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

① スキルシート

② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2025年7月10日（木）17:00 厳守

下記6. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

(3) 派遣労働者の要件

国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書による。

(4) スキルシート審査及び審査結果の通知

スキルシート審査は、上記(2)の提出期限後に上記(1)「①スキルシート」により行う。審査結果は審査後、速やかに通知する。

4. 見積競争に関する事項

(1) 競争用見積書の提出期限及び提出場所

2025年7月17日（木）17:00 厳守

下記6. に提出すること。

(2) 競争用見積書の提出方法

競争用見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に件名及び事業者名を記載した上で提出すること。

(3) 見積競争の無効

次に該当する競争用見積書による見積競争は無効とする。

- ① 上記2. の公開見積競争に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した見積書
- ② 国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する仕様書及び見積競争関係書類の作成に関与した者が提出した見積書
- ③ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した見積書
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書について、虚偽が認められた者が提出した見積書

(4) 契約の相手方の決定方法

- ① 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な競争用見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 上記①の場合において、予定価格の制限の範囲内でもっとも安価な競争用見積書を提出した者が二人以上いるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所が別に指定する日時及び場所において、それらの者がくじを引くことにより契約の相手方を決定する。
- ③ 上記②の場合において、欠席等によりくじを引かない者がいるときは、これに代わって本公開見積競争に関係のない国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員がくじを引く。

(5) 見積競争の辞退

本公開見積競争において参加の意思表示をした者は、契約の相手方の決定に至るまでは、下記6. に申し出るにより、いつでも本公開見積競争の参加を辞退することができる。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の公開見積競争について不利益な取扱いを受けるものではない。

5. その他

(1) 契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約の相手方の公表

本件の契約の相手先に決定した者は、契約件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約者の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

6. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 脇田 裕子（わきた ゆうこ）

住所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群 1-1棟3階

電話：050-3521-3446（直通）、029-860-5549（代表）

メール：wakita-yuko0606@aist.go.jp

仕様書

件名	研究支援者派遣（つくば6群25派047）
組織単位 （組織の名称）	モレキュラーバイオシステム研究部門
組織の長の職名	研究部門長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所
事業所の所在地	茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所6群
派遣労働者の人数	1名
派遣期間	2025年8月1日 ～ 2025年12月31日
就業日	週5日（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日） ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
休日	所定休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他産総研が定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
就業時間	8時30分を始業時刻、17時15分を終業時刻とし、休憩時間を除き1日あたり7時45分勤務とする。
休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
時間外労働	必要に応じ、就業日以外の日（所定休日を除く）及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
休日労働	必要に応じ、所定休日に休日労働を命じる場合がある。
出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	「遺伝子及びタンパク質の機能解析および評価技術の開発」に関する以下の業務を行う。 ・動物細胞や微生物を用いた分子生物学実験およびタンパク質発現、精製、分析等に関する実験補助、試薬調製、データ整理を行う。 ・タンパク質等の特性評価に関わる研究補助業務を行う。具体的には、測定試料の調製、分析装置の準備、測定実験の実施、測定データの整理などを研究指導者の指示のもとに行う。 ・研究試料の保管管理、実験環境の整理整頓などの研究関連業務を行う。 ・付随的業務は、1割以内とする。
政令で定める業務 （号）	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
責任の程度 （権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無	あり
危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容	危険有害業務の内容：危険薬品の使用（毒劇物、有機溶剤、レーザー機器） 危険・健康障害を防止する措置の内容：特殊健康診断、保護具の着用、教育訓練の実施
派遣労働者に求める資格・技能等	・理系大学院修士卒以上であること。 ・公的研究機関で研究開発に関わる実務経験が5年以上あること。 ・試料・サンプルの整理を自立的に行えること。 ・クリーンベンチ内での細胞培養実験の経験が5年以上あること。 ・光学顕微鏡、蛍光顕微鏡を用いた計測実験の操作経験があること。 ・タンパク質の解析補助の経験を有し、分析前処理の経験が3年以上あること。 ・実験データの処理・整理を目的として、Word、Excel、PowerPointの基本的な操作を自立的に行えること。 ・派遣元による安全衛生研修および化学実験に関する研修を受講していること。 ・研究指導者の指示に従い、実験及びデータ整理の研究補助業務に従えること。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職等は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職等は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

「契約事務取扱要領第8条」に該当する者は、その事実があった日以後2年以内の期間（別途定める）は、産総研の一般競争入札【公開見積競争含む】に参加することはできません。

【契約事務取扱要領第8条各号の詳細】

- 一 契約の相手方が契約の履行に当たり、自己の行為が契約の目的、契約の内容条件に適合しないことを認識しながら、工事若しくは製造その他役務について、手抜きをしたり、又は粗悪な物件を供給すること。

（給付の内容である物件の品質や数量に関して不正の行為をした者も同様。）

- 二 競争に参加する意思のない者が、特定の者の依頼を受けて入札についての現場説明会に参加し、依頼をした者の競争を有利ならしめるよう工作をした場合など。

三 略

- 四 監督又は検査の実施において、契約相手先が協力しない場合、又は、妨害した場合など。

五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

（「正当な理由」とは、「天災地変等の災害」の他「物品を輸入して納入する契約において、契約後、輸入国内でストライキが発生し納入することが不可能となった場合」など、契約相手方の責に帰することができない相当の理由に限定される。）

六 略

七 略

競争参加のための書類一覧（労働者派遣）

○ 注意事項

- (1) 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 書類の作成及び提出にかかる費用は、競争参加者の負担となります。
- (3) 各書類の書式は、以下 URL からダウンロードいただけます。
URL : http://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html
- (4) 書類は、持参・郵送・メールのいずれかの方法でご提出ください。
【原本提出】と記載の書類は、メール提出の場合でも原本（紙）をご提出ください。
- (5) 書類の押印については、別紙「契約手続きに必要な書類の押印見直しについて」（以下URL）をご覧ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/ouin.html

○ 提出期限 2025年7月10日（木）17:00 厳守（郵送の場合必着）

○ 提出書類

1. スキルシート（1部）

仕様書「派遣労働者に求める資格・技能等」に示す能力（スキル）に係るスキルシートをご提出ください。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

(1) 参考見積書

- ① 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
- ② 見積額は、通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。

(2) 産総研OBの再就職者在職状況（別紙参照）

「公開見積競争説明書」2. (1)に該当しないことを確認するための書類です。

産総研OB（産総研において、役員又は課長相当職以上の職を経験した者）の在職状況に係る情報（氏名、産総研在職時の役職名、現在の職名等）をご提出ください。

※ 「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいいます。

(3) 契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない旨の「証明書」（別紙参照）

(4) 労働者派遣事業許可証の写し

(5) 反社会的勢力排除に関する誓約書【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

(6) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

※ 競争参加を辞退される場合は「入札等に関するアンケート」のみ提出をお願いします。また、「公開見積競争説明書」は適切に破棄してください。

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 脇田 裕子（わきた ゆうこ）

住 所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群

電 話：050-3521-3446（直通）、029-860-5549（代表）

メール：wakita-yuko0606@aist.go.jp

証 明 書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者

役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名

連 絡 先 (TEL)

(Mail)

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「契約事務取扱要領第7条及び第8条」の規定に該当しないことを証明いたします。

事業者の皆様へ

国立研究開発法人産業技術総合研究所

「入札等に関するアンケート」へのご協力をお願い

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という。）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々に対してご協力をお願いするものです。

特に、入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、本アンケートにて入札等に参加されなかった理由をお聞かせいただきたく、ご提出のほどよろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果については、上述の理由以外での使用は一切いたしません。

本アンケートの回答内容によって、以後の入札等及び契約について不利益な取り扱いをすることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【概要】

対 象：産総研の入札等に関心を持たれた事業者の皆様

提出方法：下記【提出先】へ持参又はメールにてご提出ください

【提出先】

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 脇田

住 所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群

電 話：050-3521-3446（直通）、029-860-5549（代表）

メール：wakita-yuko0606@aist.go.jp

入札等に関するアンケート

国立研究開発法人産業技術総合研究所

【対象案件】

入札等の件名： 研究支援者派遣（つくば6群25派047）

案件番号： AA25018488

問1． 貴社名（事業者名）をご記入ください。

問2． 今回の入札等をどのような方法でお知りになりましたか。

- ☐ 官報 ☐ 産総研ホームページ ☐ 産総研の公告掲示 ☐ 産総研から連絡があった
☐ 民間等の入札情報サイト ☐ その他

問3． あなたは、次のどちらに該当しますか。

- ☐ 入札等に参加した -----→ 問6． へお進みください。
☐ 入札等の説明書を受領したが、入札等には参加しなかった -----→ 問4． へお進みください。

問4． 今回の入札等に参加しなかった要因のうち、最も当てはまるものを選択してください。

- ☐ 求められる業務実績や技術資格等の要件が厳しすぎた
☐ 求められる仕様を満たせる製品・サービスを提供できないと判断した
☐ 仕様書の内容がわかりにくかった
☐ 入札等までの期間が短く、社内調整や必要書類の準備が間に合わないと判断した
☐ 競合他社と比較して、受注の見込みが低いと判断した
☐ 採算が合わず利益確保が難しいと判断した
☐ 必要な人員、資材の確保が難しいと判断した
☐ 自社内の他の業務との調整が難しいと判断した
☐ 納入期限、履行期限までの対応が難しいと判断した
☐ その他

問5． 「問4」で選択された内容について、よろしければ具体的な内容をお聞かせください。

問6． 産総研が行う入札等について、より透明性・競争性を高めるために改善すべき点がございましたら、自由に記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

契約手続きに必要な書類の押印について

国立研究開発法人産業技術総合研究所では、契約（調達）手続きにおいて事業者の皆様からご提出いただく書面の押印の可否及び提出方法について、下記のとおりとしております。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 押印省略、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印の省略、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- ・ 見積書（「公開見積競争用見積書」を除く）
- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ その他必要な書類（以下、2. 及び3. の書類を除く）

2. 押印必須、原本（紙）での提出を必要とする書類

以下の書類は、書面に押印の上、原本（紙）での提出をお願いします。

- ・ 契約書（電子契約の場合を除く）
- ・ 入札書（サプライヤポータルを利用した入札の場合を除く）
- ・ 公開見積競争用見積書（サプライヤポータルを利用した入札の場合を除く）

※ サプライヤポータルを利用した入札・提出の場合は、押印済み書類の電子ファイル（PDF）をシステム上に添付する方法により提出いただきます。

3. 押印必須、電子ファイル提出可とする書類

以下の書類は、押印は必要ですが、電子ファイル（PDF）での提出を可能とします。

- ・ 委任状
- ・ 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
- ・ 反社会的勢力排除にかかる誓約書
- ・ 著作者財産権譲渡証書
- ・ 著作者人格権不行使証書
- ・ 秘密保持誓約書

※ 電子ファイル（PDF）は、「電子印により押印したもの」「押印した紙の書類をスキャナ等で電子化したもの」のいずれでも差支えありませんが、紙の書類を電子化する際は、記載内容が見読可能、印影が判別可能となるようご配慮ください。

4. 押印省略時の措置及び電子ファイルの提出方法

押印を省略する場合は、真正性を確保するために、提出する書類に社名・発行権者名その他、事務担当者と連絡先を明記してください。

電子ファイルの提出は、原則、サプライヤポータルからの提出又は事業者のドメインが含まれるメールアドレスで送信してください。

以上